申告書の書き方（表）

※の箇所は必ず記入

令和８年１月１日時点の住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号、個人番号（マイナンバー）を記入してください

令和７年中に給与収入や公的年金収入があった方

〇給与収入の方

・令和７年１月から12月に受給した給与収入の合計を（カ）欄に記入。

※源泉徴収票がある方：源泉徴収票内の「支払金額」の金額を記入（複数ある場合は合計金額を記入）

※源泉徴収票がない方：裏面の「給与所得の内訳」に記載した「合計」欄の金額を記入。

・令和７年分の源泉徴収票をお持ちの方は、コピーを添付。

〇公的年金収入の方（遺族や障害は除く）【裏面の記載はありません】

・令和７年１月から12月に受給した合計金額を（キ）欄に記入。

※日本年金機構などの年金支払者から届く令和７年分源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を記入。（複数ある場合は、合計金額を記入）

控除を追加される方

該当する控除欄に記入。

また、控除の追加には証明書の添付が必要となります。

添付書類につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

令和７年中に扶養している親族がいる方（扶養している場合のみ記入）

※扶養親族が別居している場合は申告書裏面「12 別居の扶養親族当に関する事項」に扶養親族の氏名、住所を記入してください。

※重複して扶養控除を受けることはできません。

※扶養親族に該当するかは、令和７年12月31日の現況によって判断します。

※対象となる親族が令和７年中に亡くなっているときは、その親族の死亡時の現況によって判断します。

※源泉徴収票内に扶養している親族等の記載があっても、申告書内の右記枠内に氏名等の記載がない場合、配偶者控除や扶養控除等は適用しない場合がございますので、記載もれがないようご留意願います。

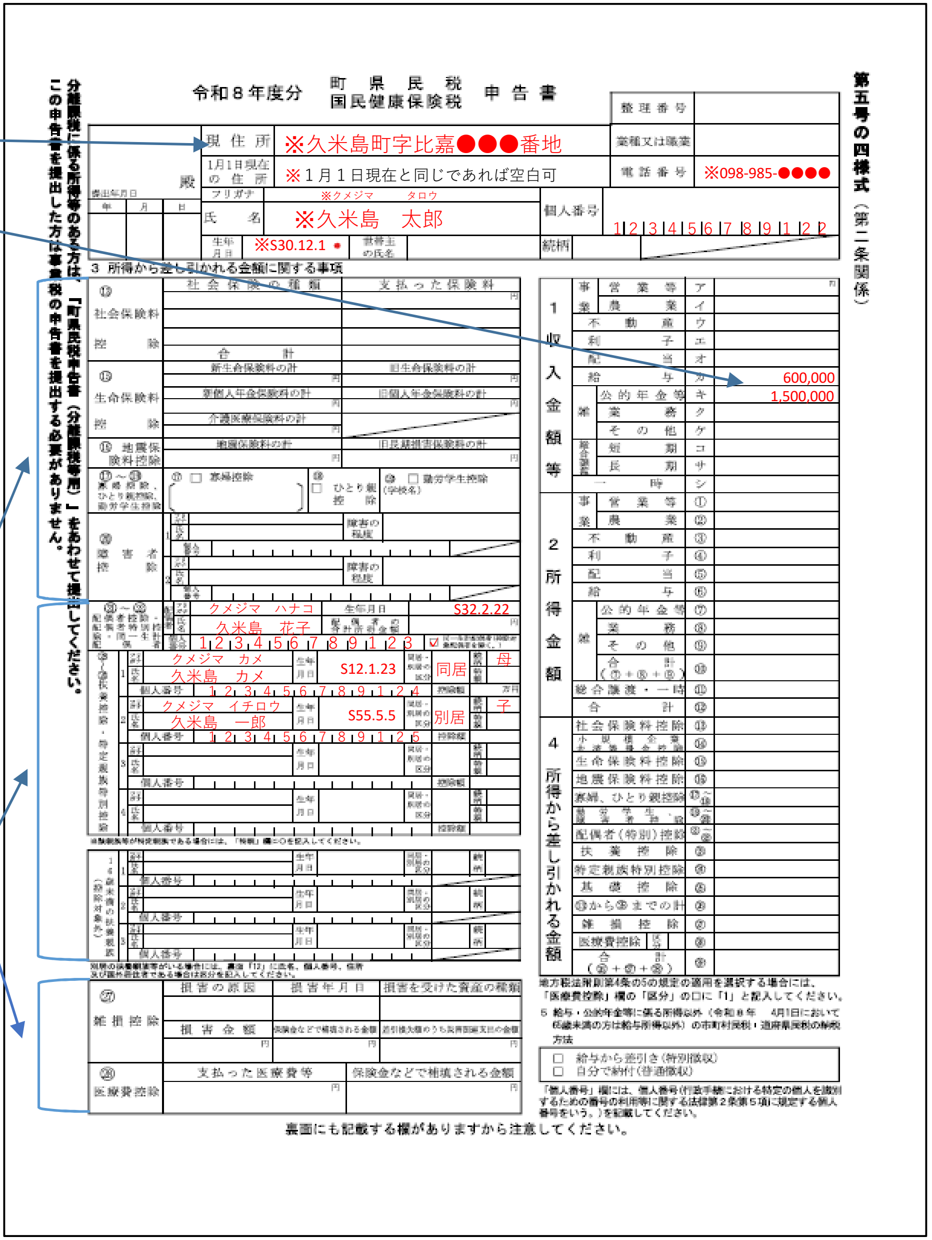

第五号の四様式（第二条関係）

令和８年度分　町県民税
国民健康保険税　申告書

分離課税に係る所得等のある方は、「町県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

現住所：※久米島町字比嘉●●●番地
1月1日現在の住所：※１月１日現在と同じであれば空白可
電話番号：※098-985-●●●●
フリガナ：※クメジマ　タロウ
氏名：※久米島　太郎
個人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 2
生年月日：※S30.12.1

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

配偶者：クメジマ　ハナコ　久米島　花子　生年月日 S32.2.22　個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3　☑

番号	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	個人番号
1	クメジマ　カメ	久米島　カメ	S12.1.23	同居	母	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 4
2	クメジマ　イチロウ	久米島　一郎	S55.5.5	別居	子	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 5

1　収入金額等

区分	記号	金額
給与	カ	600,000
公的年金等	キ	1,500,000

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

申告書の書き方（裏）

令和７年中に給与収入があった方
〇給与収入の方
「６ 給与所得の内訳」欄に令和７年１月から12月に受給した給与収入の月額の内訳や所与額等、右に示している枠内に記入してください。
※源泉徴収票がある方は「６ 給与所得の内訳」欄は記入は不要ですが、源泉徴収票のコピーを添付してください。
※給与明細書がある方：ご自身で給与明細書を確認し記入。
※給与明細書がない方：勤務先に月収等を記入を依頼する。
（「勤務先名」欄に会社員や雇用主の印をもらうこと。）

別居の扶養親族がいる場合は、氏名、住所を記入してください。

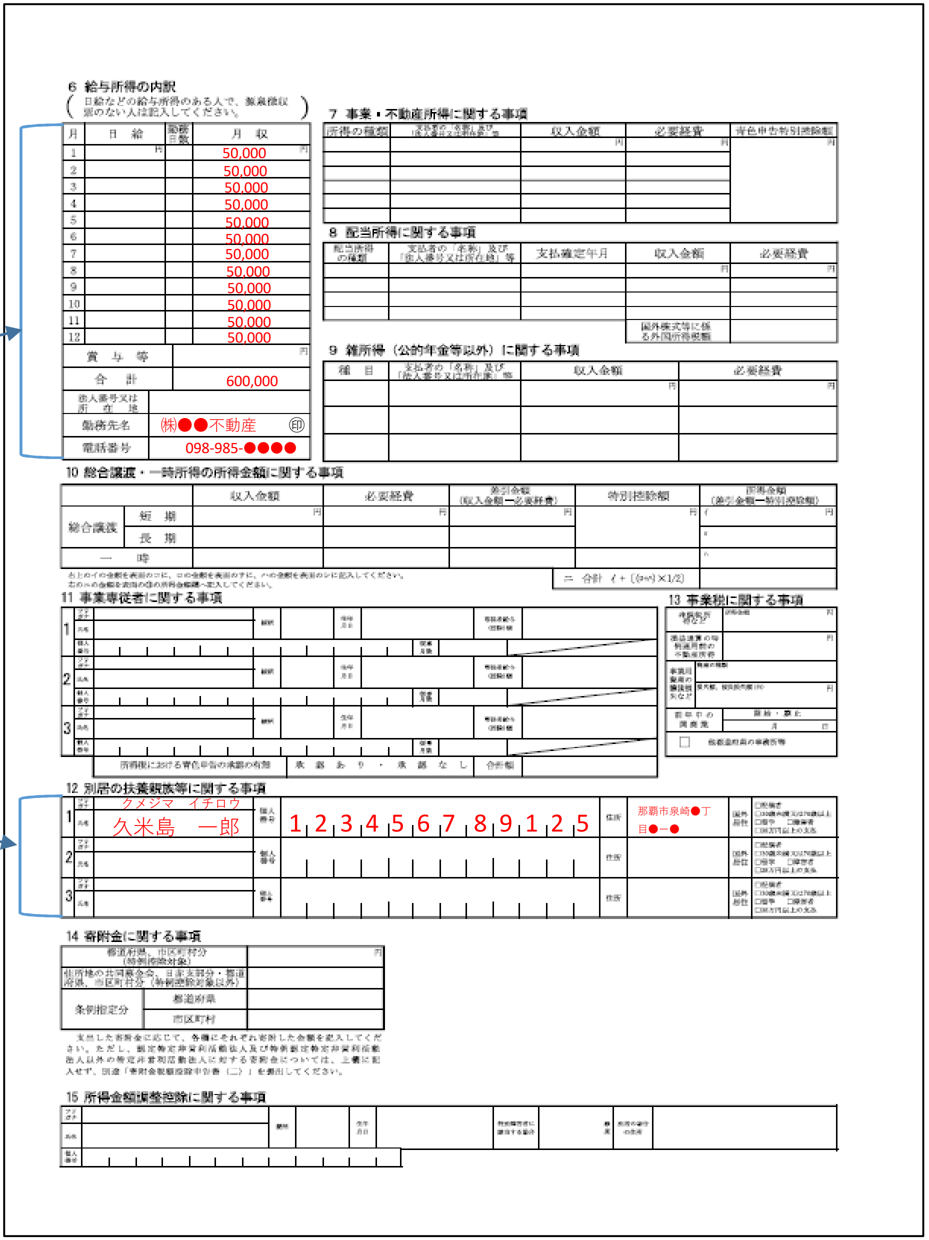

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日 給	勤務日数	月 収
1	円		50,000 円
2			50,000
3			50,000
4			50,000
5			50,000
6			50,000
7			50,000
8			50,000
9			50,000
10			50,000
11			50,000
12			50,000
賞 与 等			円
合 計			600,000
法人番号又は所在地			
勤務先名	㈱●●不動産 ㊞		
電話番号	098-985-●●●●		

7 事業・不動産所得に関する事項

8 配当所得に関する事項

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

11 事業専従者に関する事項

13 事業税に関する事項

12 別居の扶養親族等に関する事項

	フリガナ / 氏名	個人番号	住所	国外居住
1	クメジマ　イチロウ 久米島　一郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 5	那覇市泉崎●丁目●−●	
2				
3				

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

15 所得金額調整控除に関する事項